

施工体制台帳の記載例②

【建設工事に従事する者に関する事項】
(いわゆる作業員名簿)

作業員名簿

事業所の名称
・現場ID

〇〇整備工事
国交建設事業所
(92929292929292)

全体工事の事業名称等

(令和3年3月10日作成)

所長名

現場 守

施工現場の所長名

建設工事に従事する者の氏名・ふりがな

建設工事に従事する者の記号を記入

作業員名簿を作成又は変更した日付

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

番号	ふりがな	職種 ※	※	生年月日	健康保険	
	氏名			年齢	年金保険	
	技能者ID				雇用保険	
1	どぼく まなぶ	電気	現 主	〇〇年 〇月〇〇日	健康保険組合	雇用保険番号の被保険者番号の下4桁
	土木 学			〇〇歳	厚生年金	
	1111111111111111				雇用保険	
2	むらした こうじ	電気	安	〇〇年 〇月〇〇日	健康保険組	AAAA
	村下 工事			〇〇歳	厚生年金	
	1111111111111111				雇用保険	
3	げんば りょうじ	土木		〇〇年 〇月〇〇日	健康保険組合	AAAA
	現場 良治			〇〇歳	厚生年金	
	1111111111111111				雇用保険	
				年 月 日		
				歳		
				年 月 日		
				歳		
				年 月 日		
				歳		
				年 月 日		
				歳		

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- (現) …現場代理人 (作) …作業主任者(注2) (女) …女性作業員 (未) …18歳未満の作業員
 (主) …主任技術者 (職) …職 長 (安) …安全衛生責任者 (能) …能力向上教育 (再) …危険有害業務・再発防止教育
 (習) …外国人技能実習生 (就) …外国人建設就労者 (1特) …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、労働安全衛生法により認められていないので、複数の選任としなければならない。

○注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 部分には建設業法で定められた記載事項です。
- 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

※一次下請の井桙上工業(株)が元請の国交建設(株)に提出したものの例。施工体制台帳作成義務のある元請は施工体制台帳の記載の一部をこの作業員名簿の添付に代えて構わない。

作業員名簿を提出した年月日

元請 確認欄	国交建設 株式会社
-----------	--------------

提出日 令和3年 3月 11日

一次会社名 井桙上工業(株) (次)会社名
 ・事業者ID (00000000000000) ・事業者ID

建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日
有	職長	建設工事に従事する者が受けている技能講習	1級 電気工事施工管理技士	△△年△△月△△日
無			△△年△△月△△日	
有	安全衛生責任者	フォークリフト運転	1級 電気工事施工管理技士補	△△年△△月△△日
無				△△年△△月△△日
有	建設工事に従事する者が受けている教育(雇入・職長・特別)	登録機械土工 基幹技能者	建設工事に従事する者が取得している資格を記入	△△年△△月△△日
無				△△年△△月△△日
共済制度(建退共・中退協)の加入の有無				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
 (注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。
 (注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
 (注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
 (注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
 (注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
 (注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
 (注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。
 (注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

(注)10
記載は任意